

写

資料 2

豊環保発第525号  
令和8年6月5日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊田市長 太田 稔彦



豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について  
(回答)

令和8年5月28日付け8環活第174号で照会のありましたことについて  
は、別紙のとおりです。

【担当】 環境部 環境保全課  
企業指導担当  
TEL 0565-34-6628  
FAX 0565-34-6684



豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業に係る環境影響評価方法書  
についての市長意見

- ・大気質（硫黄酸化物）及び悪臭は、工事や施設供用にあたり重大な環境影響が及ぶおそれがある事項と考えるため、環境影響評価項目として選定し、適切な調査、予測及び評価をすること。
- ・施設供用の計画は未定部分が多いため、調査地点や予測地点、予測に用いた条件等について、その設定理由を準備書に分かりやすく記載すること。また、周辺環境について現在の状況だけでなく、今後の土地利用や地形、気象条件等を考慮した上で評価すること。
- ・事業を進めるにあたっては、地域住民等に対して分かりやすく丁寧な説明を行い、地域の意見に十分配慮する等、理解の促進に努めること。また、準備書以降の図書の作成にあたっては、方法書に対する住民等の意見に配慮し、分かりやすい図書になるよう努めること。



8み生環第352号  
令和8(2026)年6月4日

愛知県知事 様

みよし市長 小山 祐  
( 公 印 省 略 )

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書に  
ついて(回答)

令和8(2026)年5月28日付け8環活第174号の照会につきまして、  
下記のとおり回答します。

記

1 全般事項

(1) 事業計画

騒音をはじめとする環境要素に対し特段の配慮をしたうえで、詳細な事業計画を作成されたい。

(2) 地域住民等への配慮

対象事業実施区域の北西側には第一種中高層住居専用地域、西側には第一種低層住居専用地域が隣接しているので、周辺住民に対して適切な機会をとらえて丁寧な説明を行う等、地域の不安を解消する必要がある。

また、建設・供用時の交通に伴う騒音・大気汚染・安全リスクを最小化するため、生活道路回避の動線計画、時間帯配慮、交通安全対策等の配慮を求める。

2 個別計画

(1) 騒音、振動及び悪臭

主要な交通ルートに、市道三好ヶ丘駒場線等を使用することが想定されており、本市域内においても交通量の増加が見込まれる。施設供用に伴う交通量増加分を適切に設定したうえで、本市住民の生活環境への影響が十分に低減されていることを確認されたい。

騒音及び振動発生源となるプレス工程施設、悪臭の主要な発生源と想定される塗装工程施設等については、最寄りの住宅が区域境界から約10mに存在することを踏まえ、本市住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、必要な防音、防振及び悪臭対策を確実に講じられたい。

また、工事工程の調整による建設機械稼働台数及び工事関係車両台数の平準化やエコドライブの徹底等、環境配慮事項を確実に実施し、工事中の騒音が本市住民の生活環境に影響を及ぼさないよう配慮されたい。



(2) 大気質

施設供用後のばい煙排出については、化石燃料から電力への転換等により排出量の低減に努めるとともに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準との整合を確実に検討されたい。

(3) 地下水への影響

地形改変や不透水層への切盛が地下水流動や水位に影響し、本市域の周辺井戸の水量・水位変化等の影響が生じる可能性がある。

そのため、本市域を含む範囲で地下水の状況、地盤、地質の状況等を適切に把握し、地下水の状況について予測及び評価を実施し、影響を及ぼさないよう配慮されたい。

(4) 生態系

本市の自然とのつながりを確保するため、外周部の既存緑化の保全等、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

(5) 景観

本市側の周辺の自然環境及び居住環境に配慮した建造物の色彩、環境と調和した植栽等の緑化計画を検討し、必要な環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

担 当 市民経済部生活環境課

電 話 0561-32-8018 (直通)

電子メール kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp